

09005P-00

診断士  
書籍  
売上シェア

No.1

2021  
年度版

中小企業診断士

最速合格のための

# スピード テキスト

経営法務

TAC中小企業診断士講座

6

合格に**必要**な**知識**を  
コンパクトに**凝縮!**

受験生から圧倒的  
支持を得ている

**定番テキスト!**



TAC出版  
TAC PUBLISHING Group



# はしがき

---

企業が活動していく際、また新規事業を立ち上げる際、必ずさまざまな法律と関わることになります。つまり、中小企業診断士が企業の支援をするにあたり最低限の法律知識が必要ということになります。また、中小企業診断士は企業と法律専門家（弁護士など）との橋渡し役として期待されています。こういった能力を身につけるために、ここでは「経営法務」として企業活動に関する法律を学習していくことになります。

経営法務での学習範囲は主に次の領域になります。

- (1) 民法、商法（商行為）
- (2) 会社法
- (3) 資本市場（金融商品取引法）
- (4) 倒産法制
- (5) 知的財産権
- (6) その他法律知識（独占禁止法、消費者保護法制など）

試験に合格するための学習を通じて、企業と法律の関わりりの体系的な理解ができることを期待します。

2020年11月  
TAC中小企業診断士講座



## 2. インプット学習

テキスト本文において、特に重要な語句については**太字**で表示しています。また、語句の定義を説明する部分については、色文字で表示をしています。復習時にサブノートやカードをつくる方は、これらの語句・説明部分を中心に行うとよいでしょう。

語句の定義を色文字で説明しています。

重要な語句は太字で表示しています。

適宜、**補足** **参考**など、**補充的な解説**を載せています。

2 債権・契約

### 1 債権に関する基礎知識

債権とは、ある人（債権者）が他のある人（債務者）に対して一定の行為を請求する権利である。物権は物を支配する権利であるのに対し、債権は人に請求する権利である。詳しくは第3節で説明するが、物権は直接的・排他的な性格をもっている。しかし債権にはそのような性格はなく同一内容の債権が複数成立し、しかも、債権者は平等の扱いを受けることができる（＝**債権の平等性**）。

▶ **債権の発生原因**.....

民法に規定される債権の発生原因をまとめると、図表1-5のようになる。

図表 1-5 債権の発生原因

債権の発生原因

- 契約
- 事務管理
- 不当利得
- 不法行為

このうち、最も代表的なものが**契約**であり、次いで**不法行為**である。試験対策上もこの2つを理解することが重要である。よって、まず債権の種類（債権の目的がどのようなものか、という分類）を説明したのち、次項から重要度順に契約、不法行為、不当利得について説明する。

**参考**

**事務管理（民法第697～702条）**

法律上の義務がないのに他人のために事務を管理すること。雨が降ってきたので、留守中の隣人の洗濯物を、頼まれてもいないのに取り込む行為などが該当する。民法は、このような「おせっかい」の場合の法律関係について規定を置いているが、試験対策上の重要度は極めて低いので覚えなくてよい。

17

### 3. 本試験との関係確認

テキスト本文の欄外にある **R元 6** という表示は、令和元年度第1次試験第6問において、テキスト該当箇所論点もしくは類似論点が出題されているということを示しています。本試験ではどのように出題されているのか、テキスト掲載の

**設例** や過去問題集等で確認してみましょう。

**設例**

他人の商品「おもちゃ」に係る商標「スター」についての商標登録出願前から、商標「スター」を周知性を得られないまま善意で商品「おもちゃ」について使用していた者は、たとえその商標登録出願が商標登録された後でも商標「スター」を商品「おもちゃ」について継続的に使用することができる。  
H24-7-イ (X: 商標法では、他人の出願前から使用していたとしても、「周知性」がなければ先使用権が発生しないため、使用することはできない)

**5 意匠法・商標法の特殊（独自）制度**

ここでは、意匠法と商標法の特殊（独自）制度を取り上げる。

**1 ▶ 特殊な意匠制度**.....

特殊な意匠制度として、以下の制度がある。

**H24 3 ▶ 部分意匠制度（意匠法第2条1項括弧書き）**

部分意匠制度とは、物品等の全体から物理的に切り離せない部分に関する意匠について意匠登録を受けることができる制度である（物理的に切り離せて、市場において独立して取引の対象となるものは、部品や付属品として通常の意匠の保護対象となる）。独創的なデザインの部分のみを模倣し、全体としては異なる物品とした模倣品による権利侵害を防ぐための制度でもある。

**● 部分意匠のポイント**

- 1) 部分意匠の意匠権の効力は、その部分意匠と同一・類似の部分を含む全体意匠に及ぶ。
- 2) 部分意匠の出願は、全体意匠に係る意匠公報の発行の日の前日まで認められる（意匠法第3条の2但書）。

本試験ではどのように問われるのか確認しましょう。（過去問の表示がないものはTACのオリジナル問題です）

出題可能性や内容面など特に重要と考えられる箇所を示しています。

過去5年間における本試験（第1次試験）の出題実績です。

また、巻末の「**出題領域表**」は、本書の章立てに合わせて出題論点を一覧表にしたものです。頻出の論点がひと目でわかるので、効率的な学習が可能です。

#### 出題領域表

出題領域	H28		H29		
	出題	出題	出題	出題	
法律の分類					
第1章	民法に関する基礎知識	期間の計算 <b>1</b> 意思表示の効力発生時期等 <b>2</b>	行為能力 <b>1</b> 消滅時効 <b>1</b>		
	債権・契約	詐害行為取消権 <b>1</b> 典型契約、債務不履行等 <b>2</b>			
	物権	担保権の行使 <b>2</b> 物権的妨害排除請求権等 <b>2</b>	留置権 <b>2</b>		
	相続	遺留分債権額の計算 <b>1</b> 相続財産の共有 <b>2</b>	遺留分特例 <b>2</b>		
	銀行法				
	事業の開始等に関する基礎知識				
	会社に関する基礎知識				
	第2章	株式会社	株式会社の役員 <b>1</b> 譲渡制限株式の承認期間 <b>2</b>	株式併合・株式分割 <b>1</b> 新株予約権（ストックオプション） <b>2</b> 新株発行による資金調達（資本金計上額等） <b>2</b>	
		持分会社			
		組織再編等	新設分割 <b>1</b> 許諾的な会社分割等における債権の保護 <b>2</b>		会社分割における債権者保護手続 <b>2</b>
会社法等に関するその他の知識					

# 中小企業診断士試験の概要

中小企業診断士試験は、「第1次試験」と「第2次試験」の2段階で行われます。

第1次試験は、企業経営やコンサルティングに関する基本的な知識を問う試験であり、年齢や学歴などによる制限はなく、誰でも受験することができます。第1次試験に合格すると、第2次試験へと進みます。この第2次試験は、企業の問題点や改善点などに関して解答を行う記述式試験（筆記試験）と、面接試験（口述試験）で行われます。

それぞれの試験概要は、以下のとおりです（令和2年度現在）。

## 第1次試験

**【試験科目・形式】** 7科目（8教科）・択一マークシート形式（四肢または五肢択一）

		試験科目	試験時間	配点
第1日目	午前	経済学・経済政策	60分	100点
		財務・会計	60分	100点
	午後	企業経営理論	90分	100点
		運営管理（オペレーション・マネジメント）	90分	100点
第2日目	午前	経営法務	60分	100点
		経営情報システム	60分	100点
	午後	中小企業経営・中小企業政策	90分	100点

※中小企業経営と中小企業政策は、90分間で両方の教科を解答します。

※公認会計士や税理士といった資格試験の合格者については、申請により試験科目の一部免除が認められています。

## 【受験資格】

年齢・学歴による制限なし

## 【実施地区】

札幌・仙台・東京・名古屋・大阪・広島・福岡・那覇

## 【合格基準】

### (1)総点数による基準

総点数の60%以上であって、かつ1科目でも満点の40%未満のないことを基準とし、試験委員会が相当と認めた得点比率とする。

### (2)科目ごとによる基準

満点の60%を基準とし、試験委員会が相当と認めた得点比率とする。

※一部の科目のみに合格した場合には、翌年度および翌々年度の、第1次試験受験の際に、申請により当該科目が免除されます（合格実績は最初の年を含めて、3年間有効となる）。

※最終的に、7科目すべての科目に合格すれば、第1次試験合格となり、第2次試験を受験することができます。

# C O N T E N T S

## 第 1 章 民法その他の知識

序	法律の分類	3
	① 法律の分類	3
1	民法に関する基礎知識	5
	① 民法の原則	5
	② 法律行為	6
	③ 権利と能力	8
	④ 代理（民法第 99 ～ 118 条）	13
	⑤ 条件・期限	14
	⑥ 時効（民法第 144 ～ 169 条）	16
	⑦ 期間の計算	16
2	債権・契約	17
	① 債権に関する基礎知識	17
	② 契約に関する基礎知識	18
	③ 契約の種類	22
	④ 契約の履行	30
	⑤ 契約の不履行	36
	⑥ 損害賠償責任	42
	⑦ 不法行為	45
	⑧ 不当利得	47
3	物 権	49
	① 物権に関する基礎知識	49
	② 物権の種類	52
4	相 続	55
	① 相 続	55
	② 遺産分割	56
	③ 遺留分	58
	④ 遺留分侵害額請求権	58
	⑤ 廃除、特別受益、寄与分	59
	⑥ 遺留分特例（経営承継円滑化法）	59
	⑦ その他相続に関する改正点	61
5	商行為	64
	① 商行為とは	64
	② 商事売買の特色	64

## 第2章 会社法等に関する知識

<b>1</b>	<b>事業の開始等に関する基礎知識</b> .....	<b>67</b>
1	個人と法人 .....	67
2	事業の開始等に関する各種届出 .....	68
3	商号 .....	68
<b>2</b>	<b>会社に関する基礎知識</b> .....	<b>70</b>
1	出資者責任 .....	70
<b>3</b>	<b>株式会社</b> .....	<b>72</b>
1	株式会社の制度的特徴 .....	72
2	株式会社の機関 .....	73
3	株式会社の種類（機関設計）① .....	83
4	株式会社の種類（機関設計）② .....	91
5	株式会社の設立 .....	107
6	株式 .....	112
7	新株予約権 .....	120
8	社債 .....	121
9	計算 .....	124
10	役員等の責任免除と株主代表訴訟制度 .....	130
<b>4</b>	<b>持分会社</b> .....	<b>135</b>
1	持分会社に関する基礎知識 .....	135
2	合名会社 .....	136
3	合資会社 .....	136
4	合同会社 .....	137
<b>5</b>	<b>組織再編等</b> .....	<b>138</b>
1	事業譲渡（事業の譲渡） .....	138
2	合併 .....	140
3	株式交換・株式移転 .....	142
4	会社分割 .....	144
5	簡易組織再編 .....	148
6	略式組織再編 .....	149
7	組織再編等のまとめ .....	150
8	合併等の対価の柔軟化 .....	152
9	株式交付 .....	153
<b>6</b>	<b>会社法等に関するその他の知識</b> .....	<b>156</b>
1	組合 .....	156
2	組織変更等 .....	158

## 第3章 資本市場に関する知識

---

1 株式上場（株式公開）等の知識	161
① 株式上場	161
2 証券市場の種類	163
① 金融商品取引所市場	163
3 金融商品取引法に関する基礎知識	166
① 概要	166
② 情報開示（ディスクロージャー）	166

## 第4章 倒産等に関する知識

---

1 倒産の概要	175
① 倒産処理方法	175
② 清算型の手続	176
③ 再建型の手続	178
④ 解散・清算	183
⑤ 倒産法制のまとめ	184

## 第5章 知的財産権等に関する知識

---

1 知的財産権	187
① 知的財産権の基礎知識	187
2 産業財産権	189
① 特許法	189
② 実用新案法	204
③ 意匠法	211
④ 商標法	219
⑤ 意匠法・商標法の特殊（独自）制度	234
3 産業財産権の権利侵害に対する手段	246
① 産業財産権の侵害	246
② 産業財産権の侵害に対する対応策	247
③ 産業財産権の抵触	250
4 産業財産権以外の知的財産権	252
① 著作権法	252
② 不正競争防止法	269
③ 半導体集積回路の回路配置に関する法律（半導体チップ法）	278
④ 種苗法	278
5 知的財産権に関するその他の知識	279
① 知的財産権に関する契約	279

2 国際条約	281
--------	-----

## 第6章 その他経営法務に関する知識

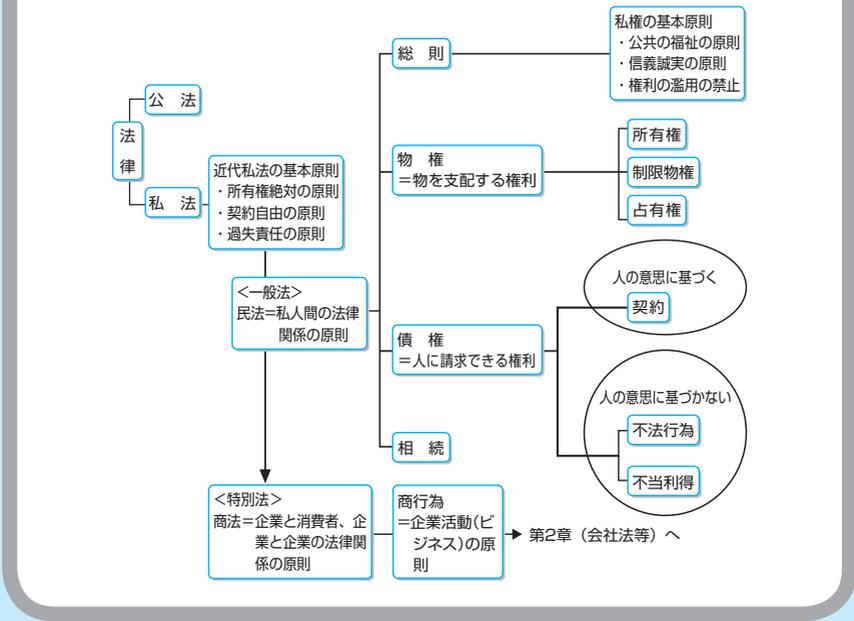
1 独占禁止法（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律）	285
1 目的（独占禁止法第1条）	285
2 概要	285
3 規制内容等	285
2 製造物責任法（PL法）	291
1 目的（製造物責任法第1条）	291
2 立証責任	291
3 内容	291
3 消費者保護法制	294
1 消費者基本法	294
2 景品表示法（不当景品類及び不当表示防止法）	294
3 消費者契約法	296
4 特定商取引法（特定商取引に関する法律）	297
4 国際取引	299
1 紛争の解決に関する基礎知識	299
2 国際契約に関する基礎知識	301
出題領域表	306
参考文献一覧	310
索引	311

# 第1章

## 民法その他の知識

Registered Management Consultant

本章の  
体系図



！ 本章のポイント

- ◇ 法律の分類にはどのようなものがあるか。
- ◇ 権利能力・意思能力・行為能力とはどのようなものか。
- ◇ 意思表示・意思の不存在・瑕疵ある意思表示とは何か。
- ◇ 債権にはどのようなものがあるか。
- ◇ 契約とは何か。
- ◇ 契約が成立するための要件にはどのようなものがあるか。
- ◇ 契約の種類にはどのようなものがあるか。
- ◇ 債権の消滅・契約の履行にはどのようなものがあるか。
- ◇ 契約を履行しない場合、債権者はどのような手段をとれるか。
- ◇ 損害賠償責任にはどのようなものがあるか。
- ◇ 不法行為とは何か。
- ◇ 物権にはどのようなものがあるか。
- ◇ 担保物権とは何か。
- ◇ 相続にはどのような規定があるか。

# 序

## 法律の分類

法律には、私たちの生活に密接に関連する民法や商法、一般的には直接かかわることがあまりない行政法や国際法などさまざまなものがある。それらをその特徴により分類する。

### 1 法律の分類

法律の分類としては、以下のものが考えられる。

#### 1▶ 成文法と不文法

分類のポイント：文書であるかそうでないか

- 成文法  
文書の形式で表された法律であり、国会が定める法律、内閣が制定する命令である政令、各省が制定する命令である省令、都道府県などの地方公共団体が定める条例、国会や最高裁判所が定める規則などをいう。
- 不文法  
成文法以外の法律であり、慣習に基づいて成立する慣習法、裁判所の判決の反復・集積によって成立する判例法などをいう。

#### 2▶ 一般法と特別法

分類のポイント：法律の適用領域が限定されているかどうか

- 一般法  
法律の適用領域が限定されていない一般的な法律であり、民法などがある。
- 特別法  
法律の対象となる事柄や人、または地域など、法の適用領域が限定されている法律であり、商法・会社法などがある。

※ 特別法（たとえば商法・会社法）は一般法（たとえば民法）に優先し、一般法は特別法に規定のないものについて補充的に適用される。

#### 3▶ 強行法規と任意法規

分類のポイント：当事者の意思にかかわらず適用されるかどうか

- 強行法規  
公の秩序に関する規定で、当事者の意思で適用を排除できない規定であり、物権、会社法などがある。

- 任意法規  
当事者の意思が優先する規定であり、債権、契約などがある。

#### 4 ▶ 公法と私法

分類のポイント：国家機関などに関するかどうか

- 公法  
権力関係や公益など国家に関する法律であり、憲法、行政法、刑法、訴訟法、国際法などがある。
- 私法  
自由・対等の私人間の法律関係を規制する法律であり、民法、商法・会社法などがある。

#### 5 ▶ 民法と刑事法

分類のポイント：私人間の紛争か、国家の刑罰にかかわるか

- 民法  
私人間の紛争を解決する法律であり、民法、商法・会社法、民事訴訟法などがある。
- 刑事法  
国家の刑罰権の行使を規律する法律であり、刑法、刑事訴訟法などがある。

#### 6 ▶ 実体法と手続法

分類のポイント：法律の内容を定めたものか、その内容を実現するための手続を定めたものか

- 実体法  
権利・義務など法律関係の内容（実体）を定めた法律であり、民法、刑法などがある。
- 手続法  
実体法の内容を実現するための手続を定めた法律であり、民事訴訟法、刑事訴訟法などがある。

#### 7 ▶ 英米法と大陸法

分類のポイント：世界の法律における法体系

- 英米法  
イギリスおよびアメリカにおける法体系をいい、慣習法や判例法を中心とする。
- 大陸法  
英米法に対して、ドイツやフランスなどヨーロッパ大陸における法体系をいい、成文法を中心とする。日本の法体系も大陸法に属する。

## 1

## 民法に関する基礎知識

民法は、私人相互間の規律について定めた法律であり、総則・物権・債権・親族・相続の5つの編から成り立っている。

## 1 民法の原則

民法は、以下の近代私法の基本原則をもとに制定された。

## ①▶近代私法の基本原則（私法の三大原則）……………

## 1 所有権絶対の原則

われわれの有している所有権は絶対的なものであって、たとえ国家権力といえども侵害することができないという原則である。

## 2 契約自由の原則

誰とどんな方式でどんな内容の契約をしても自由だという原則である。

## 3 過失責任の原則

他人に損害を与えたとしても、それについて故意・過失がなければ損害を賠償しなくてもよいという原則である。

## ● 故意

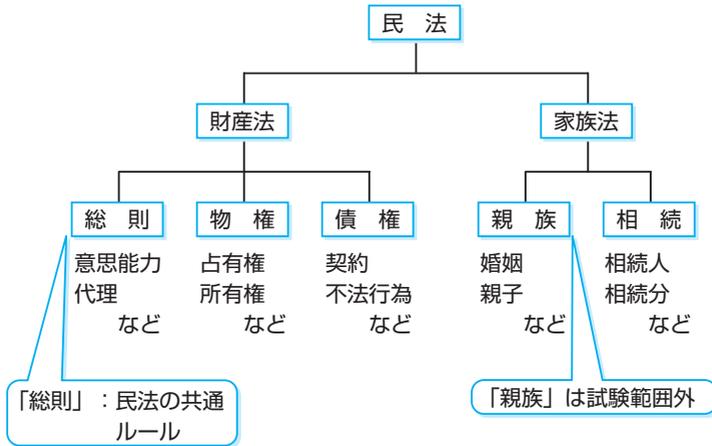
私法上、自己の行為から一定の結果が生じることを知りながらあえてその行為をすること。

## ● 過失

一定の事実を認識することができたにもかかわらず、不注意でそれを認識しないこと。また、重大な過失、著しい不注意のことを重過失という。

## ②▶民法の構造……………

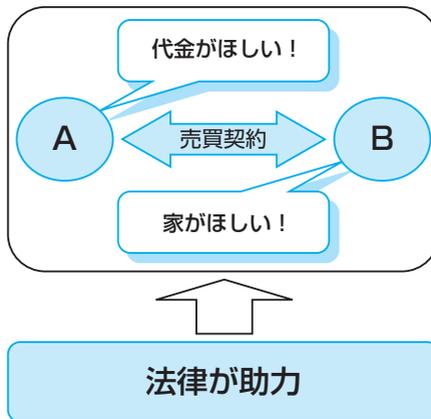
民法は、近代私法の基本原則に則りながらも、それを貫くと個人や社会にとって不都合が生じるものについては修正し、個人の権利と社会の利益を調整している。なお、民法は総則・物権・債権・親族・相続の5つの編から構成されている。そのうち、診断士の試験範囲として明示されているのは物権・債権・相続である。



## 2 法律行為

**法律行為**とは、**当事者がある効果の発生を欲してなした意思表示に対し、法律がそれを認め、その効果が確実に発生するように助力してくれる行為**のことである。

たとえば、AがBに家売る契約をしたら、この売買契約は法律行為である。なぜなら、Aはその家を買った代金を手に入れるという効果を欲しており、Bはその家を買って自分のものにするという効果を欲しているわけで、これらの効果が発生するように法律が助力してくれるからである。



## 1▶法律行為の分類

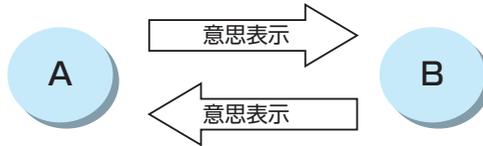
法律行為の代表的な分類方法として以下の3つがある。

- 1) 契約・単独行為・合同行為…意思表示の態様に注目した分類方法
- 2) 要式行為・不要式行為…意思表示の形式に注目した分類方法
- 3) 債権行為・物権行為…発生する効果に注目した分類方法

## 2▶法律行為の種類

### 1 契約

相対する複数当事者の意思表示の合致により成立する法律行為である。



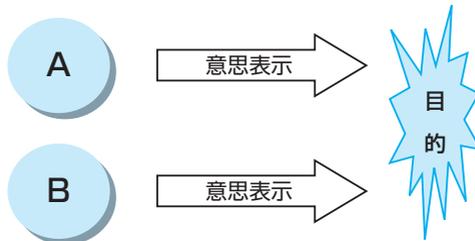
### 2 単独行為

取消し・解除・遺言など1人の人間の一方的意思表示で成立する法律行為である。



### 3 合同行為

会社等の社団法人設立など2人以上の人間の意思表示の合致により成立する法律行為である。



### 4 要式行為・不要式行為

要式行為とは、意思表示に書面作成といった**一定の形式が必要な法律行為**であり、保証契約、遺言、婚姻、定款作成などがある。不要式行為とは、**一定の形式を必要としない法律行為**である。

### 5 債権行為・物権行為

**債権を発生させる法律行為**を債権行為といい、**物権の発生・変更・消滅を生じさせる法律行為**を物権行為という。

### 3 権利と能力

民法では、権利や能力について以下のように規定している。

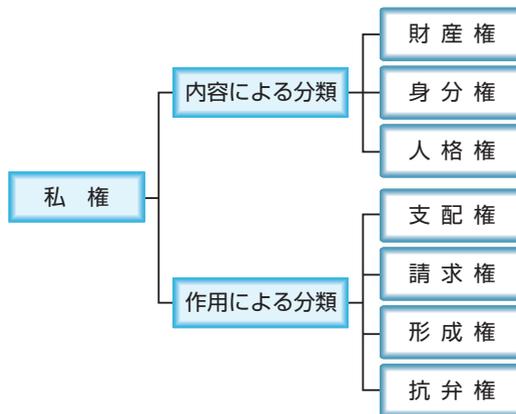
#### 1 ▶ 権利能力

民法でいう「人」とは、われわれ生身の人間（**自然人**）のほかには会社のような**法人**も含まれる。これらの「人」は、売買契約では代金請求権や売買目的物引渡義務などの権利・義務といった法律関係の中心になることがある。こうした者を**権利・義務の主体**（権利の主体）といい、権利・義務の主体となれる（権利・義務をもつことができる）地位を**権利能力（私権の享有）**という。

#### 2 ▶ 私権

権利は、公法に基づく**公権**と私法に基づく**私権**に分けられる。私権とは**私人に与えられた権利**のことである。

図表 [1-2] 私権の分類



#### 1 内容による分類

私権はその内容によって、財産権・身分権・人格権に分けられる。

##### 1 財産権

**財産を目的とする権利**である。物権・債権・知的財産権などがある。

##### 2 身分権

夫と妻、親と子といった**親族法上特定の地位にあることに基づいて認められた権利の総称**である。相続権・監護教育権・同居請求権などがある。

### ③ 人格権

人間が個人として人格の尊厳を維持して生活するうえで有する、その個人と分離することのできない**人格的諸利益の総称**である。自由権・名誉権・プライバシー権などがある。

## ② 作用による分類

私権はその作用（働き）によって、支配権・請求権・形成権・抗弁権に分けられる。

### ① 支配権

私法上、**権利の客体（対象の物）を直接に支配できる権利**である。物権・知的財産権などがある。

### ② 請求権

**他人の行為（作為または不作為）を請求することができる権利**である。つまり、他人の行為を行わせることも、行わせないことも請求できるというものである。債権などがある。

- **作為**  
行為を行うこと。
- **不作為**  
行為を行わないこと。

### ③ 形成権

**権利者の一方的な意思表示により一定の法律関係の変動を生じさせる権利**である。取消権・解除権などがある。

### ④ 抗弁権

相手方が請求権を行使した場合において、その**請求権の効力の発生を阻止して請求を拒絶できる権利**である。同時履行の抗弁権、保証人の催告・検索の抗弁権などがある。

## ③▶私権の制限（基本原則）……………

私権の行使は絶対無制限なものではなく、以下の3つの原則によって制限される。

### ① 公共の福祉の原則（民法第1条1項）

**権利を行使するには、公共の福祉に適合しなければならない**というもの。

## ② 信義誠実の原則（信義則）（民法第1条2項）

権利を行使し義務を履行するにあたっては信義に従い誠実に行わなければならないというもの。

## ③ 権利の濫用（乱用）の禁止（民法第1条3項）

たとえ権利の行使であっても、これを濫用してはならないというもの。

## ④ ▶ 意思能力と行為能力

### ① 意思能力

すべての人は、生まれながらにして権利能力をもっている（民法第3条1項）。しかし、たとえ権利能力があっても、赤ちゃんや昏睡状態にある人は、それを行使することができない。つまり、これらの者は**物事についての正常な判断能力（＝意思能力）**がないといえる。このように、**意思能力をもたない者を意思無能力者**という。意思無能力者の行為は**無効**、つまり、はじめから法律行為としての効力が発生しない（民法第3条の2）。ただし、診断士試験で意思無能力者が問われる可能性は極めて低いので、用語の意味あいを知っている程度でよい。

- **有効**

効力・効果のあること。

- **無効**

私法上、法律行為が何らかの理由により当事者の表示した効果意思の内容に従った法律上の効果を生じないこと。つまり、最初からなかったということ。

H29 14

### ② 行為能力

**法律行為を自ら単独でなし得る能力のこと**を行為能力といい、**行為能力のない者や不十分な者を制限行為能力者**という。

制限行為能力者は、**未成年者、成年被後見人・被保佐人・被補助人**に分けられる（民法第13条1項10号）。後者の3つは、その精神上的の障害の重さによって区分され、障害の重い順に成年被後見人>被保佐人>被補助人となる。

民法は、制限行為能力者が行った法律行為は原則として**取り消す**ことができるとして、これらの者の保護を図っている。なお、**取消し**とは、取り消すまでは有効であるが、**取り消したときは無効**となることである（民法第121条）。

- 無効：最初からなし（ゼロ）
- 取消し：一応有効
 

有効のまま	}	取消権者が 選べる
取り消すと、行為時に遡って無効となる		

## 5▶ 意思表示（民法第93～98条の2）.....

意思表示とは意思を表明して相手方に伝えることである。しかし、われわれが日常使用している意思表示とは多少異なり、「一定の法律効果の発生を欲する意思をもってそれを外部に表示すること」である。つまり、一定の法律効果の発生を欲することが必要だというところが異なる。

売買契約の例でいうと、A・Bがそれぞれ「売ろう」「買おう」と意思を表明して互いに相手に伝えるのがこれに該当する。

### 1 意思の不存在（民法第93～95条）

意思の不存在とは、心の中にある意思と外部に対する表示との間に食い違いがあることであり、民法では意思と表示の食い違う以下の3つのケースを考えて問題解決を図っている。

#### ① 心裡留保（民法第93条）

心裡留保とは、たとえば冗談のように表意者が自分の内心の意思と外部に表示されたものが食い違うことを知っている場合である。

この場合の意思表示は原則として有効であるが、相手方が、その意思表示が表意者の真意ではないことを知り、または知ることができたときは無効になる。なお、令和2年4月1日施行の改正民法（以下、単に「改正民法」という。）では、心裡留保による意思表示の無効は、善意の第三者（その事情を全く知らない人）に対しては主張することができないことを明文化した。

- 善意  
ある事情・事実を知らないこと。
- 悪意  
ある事情・事実を知っていること。

#### ② 虚偽表示（民法第94条）

虚偽表示（通謀虚偽表示ともいう）とは、売買契約の例でいうと、A・Bそれぞれ売る意思・買う意思がないのに相手方と通じて（しめし合せて）した虚偽（うそ）の意思表示のことである。

この意思表示は当然に無効となるが、善意の第三者に対しては無効を主張するこ

中小企業診断士 2021年度版  
最速合格のためのスピードテキスト 6 経営法務

発行日 2020年12月27日

初版発行

編著者 TAC株式会社 (中小企業診断士講座)

発行者 多田敏男

発行所 TAC株式会社 出版事業部 (TAC出版)

〒101-8383 東京都千代田区神田三崎町3-2-18

電話 (営業) 03-5276-9492

FAX 03-5276-9674

<https://bookstore.tac-school.co.jp/>

© TAC 2020

管理コード 09005P-00

〈ご注意〉

本書は、「著作権法」によって、著作権等の権利が保護されている著作物です。本書の全部または一部につき、無断で複製(コピー)、転載、改ざん、公衆送信(ホームページなどに掲載すること(送信可能化)を含む)されると、著作権等の権利侵害となります。上記のような使い方をされる場合、および本書を使用して講義・セミナー等を実施する場合には、小社宛許諾を求めてください。